

令和 6 年 度

草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 90 号議案

令和6年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度草加市の駐車場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214号の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年12月5日提出

埼玉県草加市長 瀬戸百合子

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	アコス地下駐車場事業	82,673

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
アコス地下駐車場事業(令和5年度追加設定分)	令和6年度 ~ 令和7年度	6,200

債務負担行為

新規設定分

事 項	限度額	令和5年度末までの 支出(見込)額	
		期間	金額
アコス地下駐車場事業(令和5年度追加設定分)	6,200		

に関する調書

(単位 千円)

令和6年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
令和7年度	6,200				6,200

令和6年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）については、繰越明許費及び債務負担行為の設定を行うものであります。

繰越明許費の設定については、アコス地下駐車場事業を令和7年度へ繰り越しを行うものであります。

債務負担行為については、アコス地下駐車場事業（令和5年度追加設定分）の設定を行うものであります。